

いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定
平成 30 年 4 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和元年 8 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定

1 「いじめ」と「いじめ類似行為」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※₁にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響※₂を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断します。また、いじめには多くの態様※₃があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努めます。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（※1～※3は、国の基本方針による。）

2 学校基本方針

- （1）あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- （2）児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階にに応じていじめを防止する取組が実践できるように指導・支援する。
- （3）いじめは、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者ならびに地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- （4）いじめを行った児童の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分理解させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- （5）いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめはゆるされない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。

- (6) 児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。
- (7) いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりのために、指導内容が体系的・計画的に行われ、的確に機能しているか等、指導内容のプログラム化を図り、PDCA サイクルによる評価を盛り込む。

3 児童の実態

当校の児童は、素直で思いやりのある言動が多く、多くの場面で見受けられる。しかし、どの学年でも、友達に対する乱暴な言動や心無い言葉がけが少なからずある。校内での落書き、同学年や学年を超えてのトラブルも年間に数回見られ、双方の児童や担任を交えての聞き取りや指導が必要となっている。社会規範に対する意識は、決して高いとは言えない面があるので、全体指導や個別の指導を継続して行っている。

4 指導の重点

- (1) 正・不正を明確にし、守らなければならないことの意義を考え規範意識を高める。
(思考・判断力)
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信を高める場を見付けられるように支援する。
(自己有用感, 存在感, 肯定感)
- (3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心の教育を推進する。
(コミュニケーション能力)

5 重点達成のための方策

- (1) 正・不正を明確にし、規範意識を高めるために
 - ・「明るく楽しい清里っ子の8か条」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう常に意識させる。
 - ・危険回避能力を高め、危険な行為をしないよう具体事例を取り入れながら繰り返し指導をする。
 - ・年度当初や学期始めに限らず、大きな行事の前後に学習や生活の基本的ルールの見直しを行い、安心、安全な学級の中で前向きに活動する学級を目指す。
 - ・長期休業や連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間に繰り返し徹底した指導を行う。
 - ・生活目標を児童に意識付け、児童会主催の活動を盛り込みながら、児童が主体的により行動ができるように支援する。
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信を高める場を見付けられるように
 - ・縦割り班活動や児童会行事を通して、互いの違いや良さを認め合い、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。また、職員が同じ目的をもって全校の指導に当たれるよう、年間の活動計画（後述）を作成する。
 - ・学級内で個に応じた役割（当番・係活動）を保障したり、一人一人が評価される活躍できる内容や場面を多く設定したりして、児童の存在感や学級への所属感を高める。
- (3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てるために
 - ・4月と9月に「あいさつ週間」、11月に「ハートフル週間」を設け、児童主体の活動を推進する。
 - ・道徳教育、人権教育、同和教育の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育て、い

明るく楽しい清里っ子の8か条

- ・明るいあいさつで1日を始めよう。
- ・友達同士「～さん」と呼ぼう。
- ・時間を守って行動しよう。
- ・ろうかを静かに歩こう。
- ・自分の持ち物には名前を書こう。
- ・後片付けをしっかりとしよう。
- ・だれとでも仲よくしよう。
- ・交通ルールを守って、安全に登下校しよう。

じめの防止に努める。（「わたしたちの道徳」に関して小中および保護者との連携をとる。
「えがお」の冊子を活用した授業を行う。）

6 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

（１）「いじめ・不登校対策委員会」の構成と運営

- ①委員会は、校長・教頭・教務主任・生活指導主任・該当学級担任・養護教諭で構成し、適宜開催する。
- ②いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ③不登校ならびに不登校傾向などの情報交換については、委員会開催を待たず必要に応じて職員に周知し全体で当該児童を見守る。
- ④学校いじめ防止基本方針が機能しているかどうか点検・見直しを行う。

（２）早期発見に係る組織

①いじめ防止対策委員会

- ・校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・当該学級担任等による組織
- ・早期の情報共有と児童・保護者への具体的対応

②教職員間の情報交換

- ・些細なことでも気になることを声に出せる職員間の体制
- ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供とその共有
- ・児童、保護者からの情報の活用
- ・インターネット上の児童の姿への関心をもち、家庭や地域との連携をとること

③教育相談体制

- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・学校訪問カウンセラーによる相談体制の確立と、教頭をはじめとする担当への報告・連絡・相談の徹底

④特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

【学校におけるいじめのサインの例】

- ☐急な体調不良 ☐遅刻や早退の増加 ☐授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- ☐学用品、教科書、体育着の紛失 ☐学用品の破損、落書き ☐授業への遅参
- ☐保健室への来室の増加 ☐日頃交流のない児童との行動
- ☐発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ☐多数児童からの執拗な質問や反駁
- ☐図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ☐業間や休み時間の単独行動
- ☐特定児童の発言へのどよめきや目配せ ☐突然のあだ名
- ☐特定児童からの忌避、逃避 ☐特定児童の持ち物からの逃避 等

（３）地域・家庭・関係機関との連携

①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）

【保護者として】

- ・我が子の前で他の児童生徒を批判するなど、いじめを挑発・助長する可能性があるような言動をしないこと
- ・保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導、地域子ども会でも活動を通じた児童の実態の情報交換
- ・地域連携「子どもを知る会」…主任児童委員、民生児童委員、学校職員

【地域で見られるいじめのサイン例】<指導の指針より>

- ☐ 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐ 一人だけ離れて登下校している。 ☐ 故意に遅れて登校している。
- ☐ 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- ☐ 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐ コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

③専門機関との連携

- ・必要により、児童相談所、市すこやかな暮らし支援室、適応指導教室と連携して解決にあたる。

(4) 児童に関する情報の共有化と児童理解

- ①「子どもを知る会」資料による情報の共通化
- ②「なかよしアンケート」による児童理解
- ③Q-Uアンケートによる児童ならびに学級集団の実態把握（6月）と活用
※Q-Uアンケート（学級の中の満足度を調べる）
- ④学校訪問カウンセラーとの情報共有、情報交換
- ⑤清里中学校との連携
- ⑥いじめの問題に関する資料を5年間保存、児童の進学・進級や転学時の引き継ぎ、情報提供の徹底

7 いじめに対する具体的な措置

【独自の判断は禁物！素早く対応】

- ×「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なる喧嘩だろう。」「…の考えは捨てる。
- ☐ 『いじめは絶対に許されないもの』との認識に立つ。
- ☐ 『早期発見かつ即時対応』と『組織的対応』の認識に立つ。
- ☐ 『いじめられている子どもの側に立つ』ことを大前提にして判断する。
- ☐ 『小さい芽を小さいうちに摘む』ことを重視する。

(1) 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任等 → 教頭・生活指導主任 → 校長 のルートで情報や状況を直ちに報告する。

②重大事態への対処

- ・児童生徒や保護者が、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告する。

さ…最悪のことを想定
し…慎重に
す…素早く
せ…誠実に
そ…組織で対応

重大事態の意味

◇いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

◇いじめにより相当の期間（目安は年間30日）、学校を欠席することを余儀なくされている場合

③いじめ・不登校対策委員会の役割

- ・事実確認の計画作成

◇被害児童への聞き取り

＊教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。

＊いじめられていることを語りたがらない場合は、あせらずに気持ちに寄り添って話を聞く。

◇加害児童への聞き取り

＊いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。

＊いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

◇周辺児童への聞き取り

＊事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。

＊内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

＊事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

◇被害児保護者、加害児保護者との面談

＊保護者とは直に会って面談を行う。

＊保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。

＊保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

(2) いじめの解消

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を当てる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安とする。）学校いじめ・不登校対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ・不登校対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

(3) 評価について

- ・学校評価や教員の評価として、学校におけるいじめ防止対策等の取組状況を積極的に評価する。

8 いじめ防止と心の育成に関する年間計画（予定）

時期	達成目標	行事・活動名	具体的な内容	いじめ防止の観点
4月	自分の班のメンバーの名前を覚えることができる。 他の学年の友達とあいさつを交わすことができる。	稲文字オリエンテーション	縦割り班の顔合わせ 稲文字のデザインを相談して決める。	・あいさつや、身体接触を誰とでも同じようにしている。
		1年生を迎える会	縦割り班でのゲーム	
		あいさつ運動	通学班を主体とした朝のあいさつのしかたのSST【人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身に付けること】を行う。	
5月	互いの名前を呼びながら仲良く協力して活動できる。 (遅くとも6月中には班のメンバーの名前を確実に覚える。)	田植え	縦割り班で協力し、担当した文字の田植えをする。	・相手の名前を正しく呼んでいる。 ・上学年は下学年に丁寧に教え、下学年はその教えや指示に従っている。 ・体育館やグラウンド、体育用具を譲り合っている。
		運動会	縦割り班種目の練習	
		(第1回大縄跳び大会)	全員で目標回数を決め、練習をする。当日は、ふわふわことばを使って跳んだり、応援したりする。	
		なかよしデー	互いの名前を呼び合って活動する。	
		スポーツテスト	縦割り班ごとに種目移動をする。効率よく進めるために協力し合う。	
		稲文字かかし作り	かかし作りについての話し合いと制作	
6月		なかよし遠足	目的地まで一緒に歩く。ゴールまでの間で、ゲームを一緒に楽しんだり、励まし合ったりする。	
9月	誰とでも進んであいさつを交わすことができる。	あいさつ運動	全校SST【人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につけること】で温かいメッセージについて理解する。児童が主体となり、1学期よりさらによいあいさつを目指す。	・あいさつを誰とでも同じようにしている。 ・休み時間に居場所や、することがある。 (固定グループになっていないか。) ・嫌なことや苦手なことにもチャレンジしようとする。
		稲刈り、はさかけ	担当する場所の稲刈り、稲まるけ、稲運び、はさかけ	
10月		なかよしボランティア	グラウンドやマラソンコースなどの環境整備活動を協力して行う。(草取り、ゴミ拾い、石拾いなど)	
		マラソン大会	めあてに向かって頑張る。励まし合ったりする。	
11月	互いに自分の役割を果たすとともに、友達のよさや頑張りを認めることができる。 互いに自分の役割を果たすとともに、友達のよさや頑張りを認めることができる。	ハートフル週間	思いやりや人権を柱として行動目標を決め、全校に呼びかける。	・校内の基本的なルールを守っている。 ・友達にふわふわ言葉で接している。 友達を誘い、みんなで楽しもうとしている。
		清里小オータムフェスティバル	全校で楽しむイベント。自主性を尊重し、互いのよさを認め合う。	
		なかよしデー	遊びや奉仕作業など、天候や校内の状況に合わせて活動する。	
		絆スクール集会	6年生と中学生とのよりよい人間関係づくりやいじめのない安全な生活づくりのための話し合いなど。	
		読み聞かせ集会	読み聞かせ集会(高学年が絵本や紙芝居を読む)	
		12月	ハートフル週間の取組	
ドッジボール大会	自発的にチームを作り、エントリー制でゲームをする。参加しない児童は自主的に応援する。			

		(第2回大縄跳び大会)	記録更新の目標に向かって練習する。お互いのよいところやがんばったところをメッセージカードに書いて交換する。	
1月	縦割り班のメンバーのよさや頑張りを認めたり、感謝したりすることができる。	あいさつ運動	時と場に応じたいろいろなあいさつのしかた。	・学校のものを大切にしている。 ・行事を楽しんだり、一生懸命に取り組んだりしている。
2月				
3月		6年生を送る会	縦割り班ごとのプレゼントやゲームを行う。	
		卒業式	活動を振り返り、互いに感謝の気持ちをもつ。	